

こうばん ふれあい119ネット

2017.11 編集・発行／高幡消防組合
印刷会社／株式会社ダイムエージェンシー

目次

- 2ページ：高知県消防操法大会のようす
- 3ページ：消防救助技術四国地区指導会のようす
　　全国秋の火災予防運動について
- 4ページ：救急車の適正利用・不審電話について

(平成29年度 全国統一防火標語)

「火の用心 ことばを形に 習慣に」



消防署での職場体験学習のようす



インフォメーション 火事と救急は消防まで!!

■ 消 防 本 部	〒785-0031 須崎市山手町1-7	TEL (0889) 43-1272
■ 須 崎 消 防 署	〒785-0031 須崎市山手町1-7	TEL (0889) 42-0119
■ 中 土 佐 分 署	〒789-1301 中土佐町久礼6465-2	TEL (0889) 52-2319
■ 津 野 山 分 署	〒785-0502 津野町北川2589-1	TEL (0889) 40-1099
■ 葉 山 出 張 所	〒785-0201 津野町永野471	TEL (0889) 55-2330
■ 四 万 十 清 流 消 防 署	〒786-0007 四万十町古市町5-1	TEL (0880) 22-0001
■ 四 万 十 清 流 消 防 署 西分署	〒786-0521 四万十町津賀177-12	TEL (0880) 28-5525

☆お問い合わせは、お近くの消防署までお願いします。

平成29年度 高知県消防操法大会

消防操法とは

消防活動を行うための基本的な動作及び機械器具等の操作の習得を目指すための基本訓練です。

ポンプ車操法及び小型ポンプ操法は、設置された防火水槽から吸水し、火災現場を想定した火点と呼ばれる標的に放水し、収納までの一連の動作における節度や正確さ・迅速さを競います。

平成29年度高知県消防操法大会

平成29年10月8日、いの町の消防学校において、平成29年度高知県消防操法大会が開催されました。

県内の38消防団（277分団）から予

選を勝ち抜いたポンプ車操法18チーム、小型ポンプ操法18チーム、計36チームが出場し、日頃の訓練の成果を披露しました。

高幡消防組合からはポンプ車操法の部に津野消防団（杉ノ川分団）、四万十消防団（十川分団）、小型ポン

プ操法の部に椿原消防団（第3分団）、津野消防団（杉ノ川分団）、四万十消防団（松葉川分団）が出席しました。

小型ポンプ操法の部では椿原消防団（第3分団）が第3位、自動車ポンプ操法の部では津野消防団（姫野々分団）が敢闘賞と見事な成績を収めることができ、日々の訓練の成果を大いに發揮してくれました。

将来、消防団員・消防職員として地域の安全を守ってくれる人に成長してくれることを期待しています。



椿原消防団 (第3分団)



津野消防団 (姫野々分団)



津野消防団 (杉ノ川分団)



四万十消防団 (松葉川分団)



四万十消防団 (十川分団)



椿原少年消防クラブ紹介

第46回消防救助技術四国地区指導会

平成29年7月21日に徳島県消防学校において第46回消防救助技術四国地区指導会が開催されました。この指導会は、消防救助活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養うとともに、四国の消防救助隊員が一同に会し、競い、学ぶことを通じ、他の模範となる消防救助隊員を育成し、住民の消防に寄せる期待に力強く応えることを目的として毎年実施されています。

この指導会では、陸上の部7種目、水上の部7種目の計14種目が毎年実施されています。高幡消防組合からは、陸上の部（ロープブリッジ渡過、ロープブリッジ救出）、水上の部（水中検索救助）に出席しました。

各競技減点方式となつており、減点なしの満点でなければ入賞できません。大会までの訓練期間中は、本番さながらの雰囲気で多くの訓練を実施してきました。

今大会では訓練の成果を発揮し、水中検索救助で入賞を果たすことができました。残念ながら入賞できなかつた種目もありましたが、来年度は、出場全種目で入賞を目指します。



ロープブリッジ救出



水中検索救助



今年度の全国統一防火標語は『火の用心 ことばを形に 習慣に』で

この運動は火災の発生しやすい時期を迎えるにあたり、住民の皆様に防火防災に関する意識や防災行動力を高めていただくことにより、火災の発生を防ぎ、万が一発生した場合にも被害を最小限にとどめ、火災から尊い命と貴重な財産を守ることを目的としています。

11月9日～11月15日の間、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

秋の火災予防運動

す。皆様もこの言葉を胸に刻み、火災予防に努めましょう。

住宅防火には上の図のように7つのポイントがあります。その他にも、火災原因の一位である放火を防ぐ為に、住宅の周辺に燃えやすいもの置かないことで放火のリスクが軽減されます。ぜひ一度、住宅防火について見直してみましょう。また、これから時季は空気が乾燥し火災が発生しやすい気象状況となります。火の取扱いには十分注意し、火災をおこさないようにしましょう。

住宅用火災警報器について

平成23年6月1日より、すべての家庭に住宅用火災警報器の設置が義務化になっています。

高幡管内では、平成29年6月1日現在での設置率が69%となっています。高知県内の平均設置率が77%となつておりますので、比較しても設置されていない住宅が多い状況となっています。

まだ設置されていないご家庭は設置するようにしましょう。すでに設置されているご家庭でもいざという時に正常に作動するように定期的な点検をお願いします。

大切な家族や自分自身の命を守るために、設置率100%を目指しましょう。

救急車の適正利用について

現在全国的に救急出動件数は増加しており、その約半数は入院を必要としない軽症であったという統計も出ています。

高幡管内でも平成26年は3016件、平成27年は3125件、昨年は3220件と年々救急出動件数が増加傾向にあります。そのため本当に救急車が必要な時に救急車がすぐに出動できなくなる可能性があります。高幡管内では通常119番の救急要請を受けると各市町村に配備されている救急車が出動しますが、その救急車が出動していると管内の別の救急車

を呼ぶことになり時間を要してしまいます。救急車が現場に到着する時間が遅くなることにより、事故で大けがをした人や脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血等）、心筋梗塞など本当に緊急を要する人の命が救えなくなる場合も考えられます。



全国版救急受診アプリ

救急受診アプリ !!



総務省消防庁「Q助」案内サイト

https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/filedList9_6/kyukyu_app.html



尚、高幡管内で携帯電話からの119番通報をされた場合は一旦、須崎消防署に繋がりそこから各管轄の消防署に転送となりますのでご理解いただき、落ち着いて発生場所や状況等の通報をお願いします。

拝していくと、緊急度に応じて「今すぐ救急車を呼びましょう」「できるだけ早めに医療機関を受診しましょう」「緊急ではありませんが医療機関を受診しましょう」等の必要な対応が緊急性をイメージした色とともに表示されます。その後、119番通報や医療機関の検索、受診手段の検索を行うことができるようになります。救急車を呼ぶ目安となっていますのでご利用ください。

不審電話について



近頃高知県内で消防職員を名乗り家族構成を聞き出すような不審電話が確認されており、高幡管内でも今年6月以降、消防職員を名乗り「町内の75歳以上の世帯の家族構成を調べています」「大きな地震が来るのを教えてください」等の高齢者のいる家庭を探るような不審電話が数件確認されています。消防職員が電話にて家族構成を尋ねるというようなことはありませんのでご注意ください。もしこのような不審電話がありましたらお近くの消防署に情報提供していただきますようお願いします。



このアプリは急な病気やけがをしましたとき、該当する症状を画面上で選択できます。

このアプリは急な病気やけがをしましたとき、該当する症状を画面上で選択できます。全国版アプリWeb版から閲覧可能です。

スマートフォン版は下記QRコード若しくは消防庁ホームページ全国救急版アプリからダウンロード可能です。全機種対応ではありませんのでご注意ください。Web版は消防庁全国救急版アプリWeb版から閲覧可能です。

そこで今年の5月に総務省消防庁が住民の緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するため、緊急度判定プロトコルをもとに全国版救急受診アプリ「Q助(きゅーすけ)」を作成しました。